

5月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和元年5月23日（木） 午後3時00分～午後3時51分
- 2 場 所 湖西市役所2階 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(鈴木 徹) 教育総務課長代理(石田千博)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長 代 理 (石川浩久) スポーツ・文化課長(岡本 聡)
図 書 館 長(山本茂明) 教 育 総 務 係 長(木下靖義)
- 4 報 告 第 18 号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
第 19 号 湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 20 号 湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 21 号 湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
第 22 号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 23 号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について
第 24 号 学校評議員の委嘱又は任命について
第 25 号 湖西市社会教育委員の委嘱について
第 26 号 湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について
- 5 議 案 第 11 号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第2号）要求について
第 12 号 市長の権限に属する事務の教育委員会の補助執行に係る協議について
第 13 号 湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

午後3時00分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和元年5月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第18号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第18号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和56年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この委員会については、湖西市の小・中学校において心身に障がいをもつ児童生徒、さらには就学児を対象として、その心身の障がいの程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員については、25名以内で組織することになっており、その任期は1年となっている。令和元年度については、20名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第19号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第19号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（昭和56年湖西市教育委員会告示第56号）第3条の規定により下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、湖西市内の小・中学校に在籍している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもとに制定されている。不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。委員の任期は1年となっている。令和元年度については、21名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。各学校の生徒指導主任、生徒指導主事及びそれぞれの部署の長に変更があった場合が新任となっている。

(田中委員) 委員が、白須賀中学校だけ校長と生徒指導主事の合わせて2名が選出されているが、基準はどうなっているか。

(学校教育課長) 生徒指導主任または生徒指導主事は、各学校から1名を選出し、校長は、顧問の立場として市内を代表し1名が選出される。

(佐原委員) チャレンジ教室指導員が2名選出されているが、指導員は全員で2名なのか。

(学校教育課長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 続いて、報告第20号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第20号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成9年湖西市教育委員会告示第16号）第3条の規定により下記の者を湖西市チャレンジ教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、不登校児童生徒の「集団への適応力」を育み、自立支援を通して学校への復帰を目指す湖西市チャレンジ教室の運営や指導方法について協議するために制定されたものがある。委員の任期は、1年となっている。令和元年度については、20名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。湖西市チャレンジ教室運営協議会委員については、先ほど報告があった湖西市不登校児等対策連絡協議会委員と通ずるものがあり、不登校児童生徒のための委員である。委員構成は、湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の中から幼稚園園長を除いた構成となっている。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第21号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第21号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」湖西市いじめ対策連絡協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により下記の者を湖西市いじめ対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、要綱に基づき、湖西市の小・中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることをねらいとして開催するものである。いじめ問題に係る各校の状況報告、および個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容である。委員の任期は1年となっている。令和元年度については、17名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。今までの協議会等と同じように生徒指導主任及び生徒指導主事等で構成されており、そこにPTA連絡会から代表者2名と、家庭児童相談員1名が加わっている。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第22号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第22号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

この協議会については、湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教育の振興を促進するために設置されているものである。外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容である。委員の任期は1年となっている。令和元年度については、17名を委員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。この協議会には、鷺津小・中学校の校長が選出されているが、先ほどと同じように校長会の代表として選ばれている。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第23号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第23号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定に基づき、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもとに設置している。任期は原則として3年としているが、令和元年度は、新任の相談員6名を委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(佐原委員) 英語の相談員が、白須賀中学校から選ばれているが、小学校もカバーするのか。

(学校教育課長) 小学校に英語の免許を持っている教諭が少ないことから、中学校の教諭を選出している。小学校においても英語の授業があることから、英語専門の教諭が小学校にも出向いて教科のリーダーとして指導することになる。

(渡辺教育長) 続いて、報告第24号「学校評議員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第24号「学校評議員の委嘱について」湖西市公立学校管理規則(昭和44年湖西市教育委員会規則第1号)第37条の規定により下記の者を学校評議員に委嘱したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

学校評議員は、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するために、校長が地域の方々の意見を幅広く取り入れることを目的として配置するものがある。

各学校に置く学校評議員の定数は、5名以内で、その任期は1年となっている。学校評議員につきましては、55名を評議員として委嘱又は任命したので報告する。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。各学校から5名を選出しているが、5名の選出の仕方は地域の状況によって異なる。

(袴田委員) 鷺津中学校は評議員5名全員が新任となっている。各学校の選出方法はそれぞれで決まっているのか。

(学校教育課長) 鷺津中学校は、自治会の数が多いため、輪番で各自治会長が評議員に選出される。また、民生委員も複数人いるので、交替で評議員が選出される。評議員を固定せずに幅広く意見を聞くためであると聞いている。

(袴田委員) 学校によって違うということでしょうか。

(学校教育課長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 民生委員から選出されている者は、民生委員を代表して選出されていると考えてもらえばよい。

(渡辺教育長) 続いて、報告第25号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長代理) 報告第25号「湖西市社会教育委員の委嘱について」社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び湖西市社会教育委員条例(昭和30年湖西市条例第27号)第1条の規定により、下記の者を社会教育委員に委嘱したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

社会教育法では、第15条の規定により市に社会教育委員を置くことができるとされ、その委員については、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとされている。湖西市社会教育委員条例では、委員の定数は15人以内、任期は2年となっている。平成30年5月1日付けで委嘱した社会教育委員について、本年度4月の異動により、一部変更となったので、1名を改めて委嘱したものである。任期は、令和元年5月1日から令和2年4月30日までの残任期間である。

以上。

(渡辺教育長) 図書館推薦委員のみ変更があったということである。質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第26号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長代理) 報告第26号「湖西市青少年育成センター青少年補導員の委嘱又は任命について」湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第9条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター青少年補導員に委嘱又は任命したので報告する。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年育成センター設置要綱では、青少年の補導活動を行うためセンターに青少年補導員を置くこととされており、その数は60人以内、任期は2年で、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。本件は、本年4月30日任期満了に伴い、補導員の委嘱又は任命したものであり、任期は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までで、委嘱した委員46名中21名が再任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(河合委員) 補導員の選出地区について、鷺津小学校の校区からは鷺津東地区のみ選出され、鷺津中学校の校区からは鷺津西地区のみが選出されている。何か特別な意味があるのか。

(社会教育課長代理) 補導員は市内各小学校・中学校・高校から推薦で教諭1名を選出してもらい、その他に地区推薦の補導員を各自治会長から選出してもらっている。地区によって補導員の数は違うが、これは各地区の事情による。

(河合委員) 人数ではなく、地域に偏りがあるのではないか。鷺津東地区の人は鷺津小学校の補導員、鷺津西地区の人は鷺津中学校の補導員というように、同じ校区なのに偏りがあり均一になっていないのではないか。

(社会教育課長代理) 各学校から補導員を1名を推薦してもらっているが、同じ校区の中で2地区ある場合には、事務局で割り振っている。

(渡辺教育長) 鷺津の2つの地区の者が全員集まって、当日補導をするということか。

(社会教育課長代理) 実際の補導計画は、それぞれの地区が決め行動するため、2地区合同で行うことはない。

(河合委員) 地域の補導に偏りが出るようなことはないか。

(社会教育課長代理) 補導は地区の事情を熟知している地区の者が計画を立てて行い、頻度も地区により大きな差はない。

(河合委員) 補導員は、自分の地区だけ補導するということか。

(渡辺教育長) 校区が複数の地区に渡っている場合でも、各地区ごとに補導を行うので校区全体の補導ができるようになっている。

(袴田委員) 新居地区は範囲が広いが、これから補導員の数を増やしていく考えはあるか。

(社会教育課長代理) 多くの者が補導に参加してもらうことは、事務局も望んでいるが、今のところ各地区から推薦があった数となっている。

(袴田委員) 新居地区は、小学校・中学校・高校とあり、補導の重点を置いても良い地域なのでもう少し補導員を増やしても良いのではないか。

(渡辺教育長) 新居地区から補導員を増やしたいという要望は出ているのか。

(社会教育課長代理) 今のところ出ていない。

(渡辺教育長) 続いて、議案第11号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第2号）要求について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長代理) 議案第11号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第2号）要求について」地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

教育委員会の担当課別の要求額は、幼児教育課が1,285万9,000円、スポーツ・文化課が582万5,000円である。歳出3款2項3目保育所費の公立保育所総務費の補正額は、1,285万9,000円で、子ども・子育て支援法の改正による幼児教育無償化に伴うシステム改修に要する委託料を増額するものであり、全額国庫補助の対象である。歳出10款6項6目文化振興費の文化財保護保存費の補正額は、582万5,000円で、民間事業者による開発行為に伴い、埋蔵文化財の緊急発掘調査を行うため、報酬や委託料などの調査費用を計上するものであり、全額事業者からの委託金で賄うものである。歳出の補正額は、1,868万4,000円の増額である。歳入14款2項3目民生費国庫補助金の補正額は、1,285万9,000円の増額で、子ども・子育て支援法の改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金を増額するものである。歳入20款6項2目雑入の補正額は、582万5,000円の増額で、埋蔵文化財の緊急発掘調査にかかる事業者からの委託金を増額するものである。歳入の補正額は、歳出と同額の1,868万4,000円の増額である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 埋蔵文化財緊急発掘調査において、緊急性とは何か。

(スポーツ・文化課長) 平成31年2月に都市計画課に土地利用事業の申請があり、山林の土を削って、工場及び倉庫を建設する予定がある。その建設場所に古代の窯跡が2カ所見つかったため、建設が始まる前に窯跡の記録保存をするための調査経費が必要となった。

(渡辺教育長) 質疑がないようであれば、議案第11号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第2号）要求について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第11号「令和元年度湖西市一般会計補正予算（第2号）要求について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第12号「市長の権限に属する事務の教育委員会の補助執行に係る協議について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 議案第12号「市長の権限に属する事務の教育委員会の補助執行に係る協議について」湖西市長から別紙のとおり、子育てのための施設等利用給付に関する事務の補助執行に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議があったので、教育委員会の意見を求める。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

今回の補助執行対象事務は、子育てのための施設等利用給付に関する事務で、本年10月から実施される幼児教育保育の無償化のための補助事業である。この事業の主な

ものとしては、認可外保育施設に通園する3歳児以上の児童の月額保育料に対し、対象世帯へ3万7,000円を上限とした補助、また、父母の就労等により幼稚園の一時預かりを園児が利用する場合、対象世帯へ一日当たり450円の補助がある。この子育てのための施設等利用給付に関する事務は、市長の権限に属する事務であるが、未就園児に対する取り組みであり、幼稚園・保育園の事務と関連性が高いことから、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会事務局職員に補助執行させようとするものである。

以上。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 質疑がないようであれば、議案第12号「市長の権限に属する事務の教育委員会の補助執行に係る協議について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第12号「市長の権限に属する事務の教育委員会の補助執行に係る協議について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第13号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 議案第13号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」湖西市教育委員会事務局組織規則（平成25年湖西市教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和元年5月23日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

今回の改正は、先ほどの議案の子育てのための施設等利用給付に関する事務の補助執行について、規則第10条の幼児教育課の事務分掌中に規定するための改正である。改正後の第10条（17）に、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付を除くとあるが、これは、子育て支援課で実施しているファミリーサポートセンター事業に対する補助事業のことであり、この事業は今後も子育て支援課が実施し、先ほどの議案の補助執行からあらかじめ除かれているため、このような表現になっている。

なお、本年10月からの幼児教育保育の無償化の実施に備え、6月から事務手続きを実施する必要があるため、施行日は本年の6月1日とするものである。

以上。

(渡辺教育長) 先ほど議案で承認された事務を新たに幼児教育課の事務分掌に入れようとするものである。質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 質疑がないようであれば、議案第13号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第13号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。
これにて、令和元年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時51分終了